

「甲賀市防災士資格取得補助金」申請手順

1、日本防災士機構が認証した研修機関が実施する「防災士養成研修講座」を受講し、「研修履修証明」を取得する。（「防災士養成研修講座」とは、滋賀県自主防災組織リーダー・防災士養成講座を含む。）

2、日本防災士機構が実施する「防災士資格取得試験」を受験し、合格する（受験料＝3,000円）。ただし受験資格は前項研修講座の履修証明を取得した者に限る。

3、全国の自治体、地域消防署、日本赤十字社等の公的機関、またはそれに準ずる団体が主催する「救急救命講習」（心肺蘇生法やAEDを含む3時間以上の内容）を受け、その修了証を取得する。

※防災士養成研修講座受講前に救急救命講習の修了証を取得されておきますと、防災士認証登録申請がスムーズです。

※救急救命講習実施の有無については、最寄の消防署、日本赤十字社等に直接お問合せください。

4、1～3を修了した人が、日本防災士機構への「防災士認証登録申請」を行うことが出来る（申請料＝5,000円）。1～3を修了したことが確認でき、「防災士認証登録申請」を適正に提出した人に「防災士認証状」及び「防災士証（カード）」を日本防災士機構から交付する。

5、以下の書類を市（危機管理課）まで提出する。

- ①防災士資格取得補助金申請書
- ②防災士認証状、防災士証又は防災士資格取得試験合格通知書の写し
- ③補助対象経費の支払を証明する書類
- ④同意書
- ⑤防災士資格取得補助金交付請求書



6、書類に不備がなければ、資格取得補助金を指定された口座に振り込む。

※60,920円（滋賀県自主防災組織リーダー・防災士養成講座の場合は11,000円）が全額補助される。

甲賀市総合政策部危機管理課

〒528-8502 滋賀県甲賀市水口町水口 6053 番地

TEL：0748-69-2103 FAX：0748-63-4619